

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 電波法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 1 月 14 日 本紙第 5474 号 3 ページ
【法令番号】	平成 23 年 1 月 14 日 政令第 3 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	放送法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（平成 23 年 3 月 1 日）から施行
【制定の根拠】	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 70 条の 7 第 4 項、第 70 条の 8 第 4 項及び第 70 条の 9 第 4 項
【法令のあらまし】	放送法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 65 号）の一部の施行に伴い、無線局の運用の特例に関する電波法の読替えの規定を整備した。（第 4 条～第 6 条関係）
【改正される法令】	電波法施行令（平成 13 年政令第 245 号）